

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や、確認標章の取付けなどの仕事を行う人であり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり金銭を徴収したりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、次の路線地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

1 放置駐車監視重点路線

(1) 重点路線

	路線	区 間	重点時間帯
1	国道438号	元町交差点～南二軒屋町交差点～城南町1丁目交差点	7:30～21:00
2	徳島市道	八百屋町交差点～南二軒屋町交差点	7:30～22:00

2 放置駐車監視重点地域

(1) 最重点地域

	最 重 点 地 域	重 点 時 間 帯
1	JR徳島駅周辺	9:00～21:00

(2) 重点地域

	重 点 地 域	重 点 時 間 帯
1	徳島市内町地区（最重点地域を除く）	7:30～22:00
2	徳島市新町地区	9:00～22:00
3	徳島市西富田地区	9:00～22:00
4	徳島市東富田地区	9:00～22:00
5	徳島市渭北地区	9:00～20:00
6	徳島市八万地区	7:30～22:00
7	徳島市昭和地区	9:00～20:00
8	徳島市渭東地区	7:30～20:00

※ 各地区の詳細については、別添「重点地域詳細」のとおり

徳 島 中 央 警 察 署

重点地域の詳細

<p>徳島市内町地区</p>	<p>徳島町1丁目～3丁目、徳島町城内、徳島本町1丁目～3丁目、中徳島町1丁目～2丁目、新蔵町1丁目～3丁目、中洲町1丁目～3丁目、幸町1丁目～3丁目、寺島本町東1丁目～3丁目、寺島本町西1丁目～2丁目、元町1丁目～2丁目、藍場町1丁目～2丁目、一番町1丁目～3丁目、八百屋町1丁目～3丁目、通町1丁目～3丁目、中通町1丁目～3丁目、新内町1丁目～2丁目、南内町1丁目～3丁目、出来島本町1丁目～4丁目、東出来島町、南出来島町1丁目～2丁目、北出来島町1丁目～2丁目、両国本町1丁目～2丁目</p>
<p>徳島市新町地区</p>	<p>銀座、両国橋、富田町1丁目～2丁目、紺屋町、東船場町1丁目～2丁目、西船場町1丁目～5丁目、籠屋町1丁目～2丁目、東新町1丁目～2丁目、西新町1丁目～5丁目、南新町1丁目～2丁目、新町橋1丁目～2丁目、東大工町1丁目～3丁目、西大工町1丁目～5丁目、東山手町1丁目～3丁目、西山手町、寺町、眉山町、大滝山</p>
<p>徳島市西富田地区</p>	<p>栄町1丁目～4丁目、鷹匠町1丁目～4丁目、大道1丁目～4丁目、幟町1丁目～4丁目、弓町1丁目～4丁目、伊賀町1丁目～4丁目、勢見町1丁目～2丁目</p>
<p>徳島市東富田地区</p>	<p>栄町5丁目～6丁目、鷹匠町5丁目～6丁目、かちどき橋1丁目～6丁目、明神町1丁目～6丁目、富田橋1丁目～8丁目、富田浜1丁目～3丁目、仲之町1丁目～4丁目、南仲之町1丁目～4丁目、中央通1丁目～4丁目、伊月町1丁目～6丁目、秋田町1丁目～6丁目、二軒屋町1丁目～3丁目、西二軒屋町1丁目、城南町1丁目～城南町3丁目、南二軒屋町1丁目～3丁目、南二軒屋町</p>
<p>昭和地区</p>	<p>万代町1丁目～7丁目、昭和町1丁目～8丁目、中昭和町1丁目～5丁目、南昭和町1丁目～7丁目</p>
<p>徳島市渭北地区</p>	<p>助任橋1丁目～4丁目、南常三島町1丁目～3丁目、助任本町1丁目～4丁目、中吉野町1丁目～3丁目、下助任町1丁目～4丁目、吉野本町2丁目～5丁目、北前川町1丁目～4丁目、中前川町1丁目～5丁目、南前川町1丁目～5丁目</p>
<p>徳島市八万地区</p>	<p>沖浜東1丁目～3丁目、山城西1丁目～4丁目、沖浜町、問屋町、山城町、八万町内浜、八万町千鳥</p>
<p>徳島市渭東地区</p>	<p>住吉4丁目</p>